

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年4月3日
【会社名】	オンコリスバイオフーマ株式会社
【英訳名】	Oncolys BioPharma Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 浦田 泰生
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
【電話番号】	03-5472-1578
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理担当 紙谷 賢志
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
【電話番号】	03-5472-1578
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理担当 紙谷 賢志
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

平成29年3月30日開催の当社第13回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 当該株主総会が開催された年月日

平成29年3月30日

### (2) 当該決議事項の内容

#### 第1号議案 定款一部変更の件

当社の現状の事業内容や今後の事業展開を踏まえ、事業目的について下記変更を行うものであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
(目 的)	(目 的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. 腫瘍殺傷ウイルスの研究・開発・製造・販売	1. 腫瘍殺傷ウイルスの研究・開発・製造・販売・ <u>輸出入</u>
2. 感染症治療薬の研究・開発・製造・販売	2. <u>医薬品及び癌検査薬</u> の研究・開発・製造・販売・ <u>輸出入</u>
3. <u>分子標的抗腫瘍医薬品</u> の研究・開発・製造・販売	3. (削除)
4. <u>腫瘍診断医薬品</u> の研究・開発・製造・販売	4. (削除)
5. <u>バイオテクノロジー医薬品研究開発に関するコンサルタント業務</u>	5. (削除)
6. <u>前各号に付帯する一切の業務</u>	3. 前各号に付帯する一切の業務

#### 第2号議案 取締役6名選任の件

浦田泰生、榎原康成、吉村圭司、紙谷賢志、浦野文男、小林直樹を取締役に選任するものであります。

#### 第3号議案 監査役3名選任の件

立谷勝房、大木史郎、山岡通浩を監査役に選任するものであります。

#### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

永塚良知を補欠監査役に選任するものであります。

### (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	41,860	242	-	(注)1	可決 99.43
第2号議案					
浦田 泰生	41,834	268	-		可決 99.36
榎原 康成	41,837	265	-		可決 99.37
吉村 圭司	41,820	282	-	(注)2	可決 99.33
紙谷 賢志	41,820	282	-		可決 99.33
浦野 文男	41,810	292	-		可決 99.31
小林 直樹	41,822	280	-		可決 99.33
第3号議案					
立谷 勝房	41,841	261	-	(注)3	可決 99.38
大木 史郎	41,849	253	-		可決 99.40
山岡 通浩	41,846	256	-		可決 99.39
第4号議案	41,844	258	-	(注)3	可決 99.39

- (注) 1. 当社定款第15条2項により、「議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う」と定めております。
2. 当社定款第19条1項により、「議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。」と定めております。
3. 当社定款第29条により、「議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。」と定めております。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上